

【5】B型肝炎母子感染防止対策の実施忘れ（HBワクチン接種等）

（1）発生状況

B型肝炎ウイルスキャリアの母親から生まれた児に対し、出生直後の抗HBs人免疫グロブリン投与のみが行われ、B型肝炎ワクチン投与が行われなかった医療事故が事業開始（平成16年10月）から6件報告された。このうち、本報告書対象期間（平成21年10月～12月）に報告された事例は3件であった。

（2）事例概要

B型肝炎母子感染防止対策の実施忘れの医療事故6件の概要を以下に示す。いずれも、産科と小児科の連携不十分等の理由により、1ヶ月検診時にB型肝炎ウイルスキャリアの母親から生まれた児であることに気付かず、必要なHBs抗原検査、HBワクチン投与等を忘れた事例である。

事例1

産科医は、B型肝炎ウイルスキャリアの母親から2001年に出生した児に、出生の当日、HBsヒト免疫グロブリン（HBIG）を投与した。1ヶ月検診の際、医師はHBワクチン接種の対象者であることに気付かず、その後、児にHBワクチンの投与を行わなかった。母親もHBワクチン接種を申し出なかった。出生から5年後、家族から問い合わせがあり、ワクチン接種を行わなかったことに気付いた。

出産後の退院指導でB型肝炎も含めた指導をしたが、その内容を文書として渡していなかった。通常、産科でHBワクチン接種の説明を行うが、HBワクチンの投与は小児科で行っており、産科と小児科の連携が不十分であった。

事例2

産科医は、B型肝炎ウイルスキャリアの母親から2004年に出生した児に、出生の翌日、HBsヒト免疫グロブリン（HBIG）を投与した。児の1ヶ月検診の際、母親がB型肝炎ウイルスキャリアであることが分からず、小児科医師は通常の1ヶ月検診を行った。このため、本来行うべきB型肝炎母子感染防止対策が行われなかった。出生から3年後、母親は、2人目の子供にはB型肝炎母子感染防止対策が行われたが、児には行われていないことに気付き、児を当院小児科に受診させた。確認すると、B型肝炎母子感染防止対策の対象者から漏れていた。

事例3

産科医は、B型肝炎ウイルスキャリア【HBs抗原(+)、HBe抗体(-)】の母親から2007年に出生した児に、出生の翌日、小児科医にHBsヒト免疫グロブリン(HBIG)投与を依頼した。産科医は、一般の1ヶ月検診と小児の消化器専門外来を予約するところ、一般の1ヶ月検診のみ予約した。そのため、児は一般の1ヶ月検診のみを受けた。1年後、児の母親が他院のパンフレットを見てB型肝炎母子感染防止対策について疑問をもち、当院小児科外来に問い合わせた。確認すると、プロトコールに則ったワクチン接種対応がされていないことが発覚した。

退院前に母親に対し、B型肝炎母子感染防止対策のスケジュールを説明せず、外来カルテにもその対象者であることを明記していなかった。また、産科医と小児科医の連携が不十分であった。

事例4

産科医は、B型肝炎ウイルスキャリアの母親に対し、出産前にB型肝炎母子感染防止対策について説明を行い、2005年に出生した児に、HBsヒト免疫グロブリン(HBIG)を投与した。1ヶ月検診の際、医師は、母親がB型肝炎ウイルスのキャリアであることに気付かず、生後2ヶ月目にHBsヒト免疫グロブリン(HBIG)とHBワクチンの投与、生後3.5ヶ月目のHBワクチン投与とその後の抗体産生の確認を行わなかった。

出生から約3年半後、児は発疹と発熱を認め、当院の小児科を受診した。その際行った検査により児がB型肝炎ウイルスに感染していることがわかり、確認すると、B型肝炎母子感染防止対策の対象者から漏れていた。児は、双胎第二子であったため、第一子についても確認したところ、第一子もHBs抗原陽性であり、B型肝炎ウイルスに感染していることがわかった。

産科医、小児科医、病棟助産師、看護師の連携が不十分であり、また、新生児チェックリストの記載が徹底されていなかった。

事例5 (注1)

産科医は、B型肝炎ウイルスキャリアの母親に対し、出産前にB型肝炎母子感染防止対策について説明を行い、2005年に出生した児に対し、出生後、HBsヒト免疫グロブリン(HBIG)を投与した。HBワクチン接種を依頼する紹介状を1ヶ月検診時に持参するように母親に説明し手渡したが、母親は紹介状を持参するのを忘れ、医師もまた母親がB型肝炎ウイルスのキャリアであることに気付かず、生後2ヶ月目にHBsヒト免疫グロブリン(HBIG)とHBワクチンの投与、生後3.5ヶ月目のHBワクチン投与とその後の抗体産生の確認を行わなかった。

事例6 (注2)

産科医は、B型肝炎ウイルスキャリアの母親に対し、出産前にB型肝炎母子感染防止対策について説明を行い、2006年に出生した児に対し、出生後、HBsヒト免疫グロブリン(HBIG)を投与した。HBワクチン接種を依頼する紹介状を1ヶ月検診時に持参するように母親に説明し、手渡したが、母親は、紹介状を持参するのを忘れ、医師もまた母親がB型肝炎ウイルスキャリアであることに気付かず、生後2ヶ月目にHBsヒト免疫グロブリン(HBIG)とHBワクチンの投与、生後3.5ヶ月目のHBワクチン投与とその後の抗体産生の確認を行わなかった。

(注1) (注2) 事例5と事例6は、報告内容はほぼ同じであるが、事例5は「2005年に出生した児」に関する事例。事例6は「2006年に出生した児」であり、別の事例である。

(3) 当該事例が発生した医療機関の改善策について

1) 院内スタッフが実施すること

- ①保護者用のB型肝炎母子感染防止対策資料を作成する。
- ②B型肝炎母子感染防止対策マニュアルを作成し、産科医と小児科医へ周知徹底する。
- ③産科と小児科の連携を密にする。
- ④妊婦検診担当医は、母体がHBs抗原陽性の場合、診療録にそれを明示する。
- ⑤出生前の段階から小児科医師が関わり、類似事例の発生を防ぐ。
- ⑥退院前に小児科医が退院後の検診及び小児の消化器専門外来を予約する。
- ⑦小児科外来カルテにB型肝炎母子感染防止対策の対象者である旨を明示する。
- ⑧産科及び小児科の医師だけでなく、助産師や看護師も含めたカンファレンスを定期的に行い、患者の情報共有を積極的に行える場を作る。
- ⑨新生児チェックリストの書式・記載方法を見直す。
- ⑩新生児チェックリストの記載方法について決定した事項を明文化し、産科、小児科、産科病棟、小児科外来に周知徹底する。
- ⑪助産師、看護師もB型肝炎母子対策の指導を行う。
- ⑫母親用のパンフレットを用いてB型肝炎母子感染防止対策の指導を行う。

2) 保護者に対する指導に関すること

- ①小児科医は、最初のHBsヒト免疫グロブリン(HBIG)筋注及びスケジュールの説明を保護者に行う。
- ②B型肝炎母子感染防止対策についての説明及びパンフレットを活用する。
- ③妊婦検診担当医は、母親がB型肝炎ウイルスキャリアと判明した時点でB型肝炎母子感染防止対策に関するパンフレットを渡し、その説明を行う。
- ④1ヶ月目の褥婦検診時にB型肝炎母子感染防止対策に関する指導を行う。

(4) B型肝炎母子感染防止対策対象者数の現状

わが国におけるB型肝炎母子感染防止事業は1985年に開始され、HBe抗原陽性の妊婦から出生してくる児に対する感染防止対策が公費で行われてきた。その結果、1995年に出生した児の母子感染によるHBVキャリア率は0.024%と推定され、事業開始前に比べ約1/10に低下している¹⁾。

東京都の母子保健事業報告年報²⁾によると、平成19年の妊婦検診受診数は104,548人(受診率91.3%)に対しHBe抗原陽性の妊婦が367人(0.35%)である。このことからわかるように、現在、B型肝炎母子感染防止対策の対象となる児が出生することは、医療機関にとってしばしば経験することではないと考えられる。

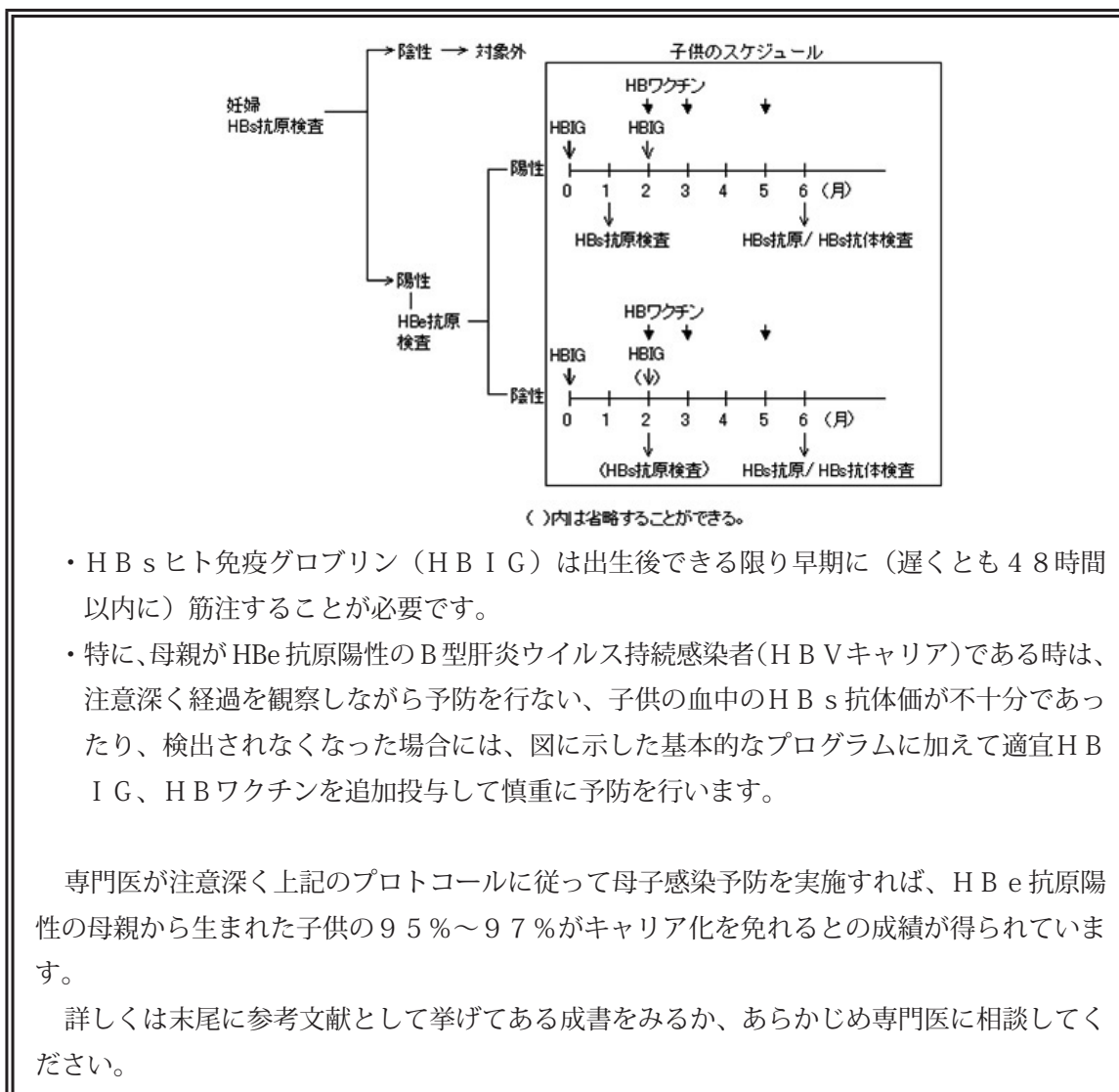
(5) B型肝炎母子感染防止対策について

厚生労働省は、各都道府県、政令市、特別区に対し、平成16年4月27日付雇児母発第0427001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について」³⁾を発出し、各医療機関において適切な処置が行われるよう指導することを求め

ている。更に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より平成21年12月4日付の事務連絡⁴⁾では、医療機関内の産婦人科と小児科の連携不足等の理由でB型肝炎ウイルスキャリアの妊婦から生まれた児に対して、出生直後の抗HBs人免疫グロブリン投与のみが行われ、B型肝炎ワクチン接種が行われず、母子感染が成立したと考えられる症例が報告されたことを受けて、B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底を指導している。

また、厚生労働省は、B型肝炎ウイルスの母子感染防止のスケジュール⁵⁾を次のように示している。

《厚生労働省、B型肝炎について(一般的なQ&A)》一部抜粋



(6) まとめ

報告された事例から、医療機関にとってB型肝炎ウイルスキャリアの母親の出産はしばしば経験することではない。B型肝炎母子感染防止対策の実施にあたっては、医療機関において、いつ、誰が、何を行うべきか、また、どのような手順で行うべきかを産婦人科、小児科で確認し、B型肝炎母子感染防止対策の実施忘れを防ぐことの必要性が示唆された。

(7) 参考文献

1. 白木和夫. B型肝炎母子感染防止対策の追跡調査及び効果判定に関する研究総括研究報告書. 平成7年度厚生省心身障害「小児の心身障害・疾患の予防に関する研究」分担研究. 1996.
2. 東京都福祉保健局少子社会対策部子ども医療課. 母子保健事業報告年報. 平成20年版. 2008.
3. 厚生労働省. B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について. 平成16年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知雇児母発第0427001号.
4. 厚生労働省. B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について. 平成21年12月4日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課. 事務連絡.
5. 厚生労働省. B型肝炎について(一般的なQ & A) 平成20年4月改訂. 改訂第3版. 2009;27-28. (online), available from <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/documents/faq_HepatitisB.pdf> (last accessed 2009-12-28).